

「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム 参考諸謝金単価表

本表は、文部科学省における諸謝金基準を参照し、本事業の参考として示すものです。

諸謝金については、原則として各事業者の諸謝金規定等にもとづく単価表を使用するものとします。事業者において、それらの単価表が存在しない場合や本事業に必要な謝金区分がない場合は、本表を参考とし、それぞれの業務の目的に応じ適切に謝金単価を設定してください。

区 分	単 位	基準単価	備 考
会議出席謝金 (2時間以上)	日	14,000	協力者会議や懇談会等、政策への影響度が高い会合への出席
会議出席謝金	時間	7,000	協力者会議や懇談会等、政策への影響度が高い会合への出席
講演謝金	時間	11,510	講演会、講習会等において専門的なテーマで講演するもの
講義謝金	時間	8,050	テキスト等を使用し、ある程度の知識がある者(実務担当者等)を対象に講義するもの
実技・指導等謝金	時間	5,200	技芸、スポーツ、知識等の教授・指導をするもの(※1)
助言謝金	時間	5,200	会議・研修以外の場において、有識者による助言・指導を受ける場合に適用。
作業補助等労務謝金	時間	1,210	資料整理、会場準備等の軽微な作業
司会・報告者謝金	時間	4,080	記念式典、研究集会等において司会もしくは事例発表等報告するもの
執筆謝金	枚	2,040	日本語等：400字、英語等：200ワード 教材及び調査等を実施した場合の報告書の作成等、成果の報告を目的とするものについてのみ。講演のためのレジメ作成等は対象外。
逐次通訳謝金(英語)	時間	11,690	話者が2～3センテンス話し終えるごとに通訳するもの
逐次通訳謝金 (英語以外の外国語)	時間	11,810	
翻訳謝金(和文英訳)	枚	6,250	和文→英文(200ワード)
翻訳謝金(英文和訳)	枚	4,380	英文→和文(400字)

(※1) 講義・講演の補助、コーディネーターの業務等(募集案内P.12 ⑧の項目)や日本語指導に対するものは、「実技・指導等謝金」を活用することを想定。

【留意事項】

雇用契約が生じない外部有識者や協力者等への謝金については、使用従属関係下にあると認められる場合には、労働基準法第9条の「労働者」とみなされ、最低賃金の対象となる場合がありますので、地域別最低賃金を御確認いただき、同法の「労働者」に該当するおそれがある者に対しては、最低賃金以下の金額を支払うことがないようお願いします。

また、改定は毎年10月頃に行われますので御注意ください。もし、改定が行われた場合には、速やかに各団体の単価表を見直す等の対応をお願いします。